

令和2年3月27日

## 事務組合委託事業主 各位

〒101-0062  
千代田区神田駿河台2-5  
東京都医師会館4階  
東京労働保険医療協会  
労働保険事務組合  
TEL03-5577-2960  
FAX03-5577-2961

### 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の提出について（お願い）

労働保険事務組合の業務運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も労働保険年度更新の時期がまいりました。今回の年度更新は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年を単位として、令和元年度の確定保険料の精算と令和2年度の概算保険料の申告・納付をいたします。

この申告は、委託事業主より提出いただく標記「賃金等の報告」に基づいて保険料を算出いたしますので、別紙記載要領を参考に記入・押印のうえ下記指定日までに提出方よろしくお願い申し上げます。

**提出期限：令和2年4月17日（金）**

※事業主控えは後日納入通知書と一緒に返送いたします。

《お 願 い》

年度更新事務は例年7月中旬までに、保険料計算、納入通知書の作成、申告納付を取りまとめておこないますので提出期限を厳守願います。

（税理士、会計事務所等に作成を依頼される場合にも提出期限厳守）

※作成方法につき、ご不明な点ございましたら当会事務組合  
（電話03-5577-2960）までお問い合わせください。

労働保険料の算定に当たっては、対象となる賃金総額を正確に把握することが大切ですので、下記の賃金早見表（例示）を参照願います。

## 労働保険料の算定基礎となる賃金早見表 (例示)

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
○ 基本給・固定給等基本賃金	○ 休業補償費
○ 通勤手当	○ 退職金
○ 定期券・回数券等	○ 結婚祝金
○ 超過勤務手当・深夜手当・休日手当等	○ 死亡弔意金
○ 扶養手当・家族手当・子供手当等	○ 災害見舞金
○ 宿、日直手当	○ 私傷病見舞金
○ 役職手当・管理職手当等	○ 解雇予告手当（労働基準法第20条の規定に基づくもの）
○ 住宅手当・地域手当	○ 年功慰労金
○ 教育手当	○ 出張旅費・宿泊費等（実費弁償的なもの）
○ 単身赴任手当	○ 制服
○ 技能手当	○ 会社が全額負担する生命保険の掛金
○ 特殊作業手当	○ 財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金
○ 奨励手当	
○ 物価手当	
○ 調整手当	
○ 賞与	
○ 休業手当	
○ 創立記念日等の祝金（恩恵的なものではないもの）	
○ 雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合）	

# 「賃金等の報告」記載要領

**【常用労働者】**  
雇用保険に加入している労働者全員

**【臨時労働者】**  
雇用保険に加入していない  
パートタイマー、アルバイト

**【被保険者】**  
雇用保険に加入している労働者全員

**【うち高年齢労働者分】**  
満64歳以上の高齢者  
昭和30年(1955年)  
4月1日以前に生まれた方

事業主印 殿 事業組合名 東京労働保険医療協会 (TEL: 03-1111-9999) 5293-0061

項目	1. 常用労働者及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				2. 臨時労働者数及び賃金				3. 被保険者数及び賃金				4. うち高年齢労働者分			
	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	8	1,765,944	2	246,541	10	2,012,485	8	1,765,944	3	601,244	11	2,367,188	8	1,765,944	3	601,244
5月	8	1,789,652	2	244,584	10	2,034,236	8	1,789,652	3	601,244	11	2,390,896	8	1,789,652	3	601,244
6月	8	1,884,562	2	254,112	10	2,138,674	8	1,884,562	3	601,244	11	2,485,806	8	1,884,562	3	601,244
7月	8	1,659,874	2	249,534	10	1,909,408	8	1,659,874	3	601,244	11	2,261,118	8	1,659,874	3	601,244
8月	8	1,777,446	2	256,566	10	2,034,012	8	1,777,446	3	601,244	11	2,378,690	8	1,777,446	3	601,244
9月	7	1,540,881	2	248,485	9	1,789,366	7	1,540,881	3	601,244	10	2,141,605	7	1,540,881	3	601,244
10月	7	1,554,876	2	250,543	9	1,805,419	7	1,554,876	3	601,244	10	2,156,120	7	1,554,876	3	601,244
11月	7	1,655,748	2	250,786	9	1,906,534	7	1,655,748	3	601,244	10	2,256,782	7	1,655,748	3	601,244
12月	7	1,556,877	2	244,443	9	1,822,320	7	1,556,877	3	601,244	10	2,158,121	7	1,556,877	3	601,244
1月	8	1,795,441	2	278,110	10	2,073,551	8	1,795,441	3	601,244	11	2,396,685	8	1,795,441	3	601,244
2月	8	1,788,539	2	259,546	10	2,048,085	8	1,788,539	3	601,244	11	2,389,783	8	1,788,539	3	601,244
3月	8	1,801,457	2	255,879	10	2,057,336	8	1,801,457	3	601,244	11	2,402,701	8	1,801,457	3	601,244
賞分等7月		3,531,880				3,531,880		3,531,880				3,531,880		3,531,880		
賞分等2月		3,113,754				3,113,754		3,113,754				3,113,754		3,113,754		
賞分等																
合計		27,216,931		2,975,854		30,192,785		27,216,931		7,854,918		35,071,849		27,216,931		7,854,918

※8 一般拠出金算定基礎額 30,192,785 円

9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 希望する基礎日額	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 希望する基礎日額
1 東京 太郎	25,000	25,000	2 東京 花子	20,000	20,000

13. 雇用保険料免除高年齢労働者氏名(生年月日)

毎月の支払賃金を正確に記載願います。  
特に、年度中途の入退者を把握し、賃金等の報告に正確に記載して下さい。

1か月平均使用労働者数には4月から3月までの人員の合計を記入。  
(賞与は含まない)

ABC欄には円単位までの合計金額  
DEF欄には千円未満を切り捨てた金額を記入。

**特別加入保険料算定基礎日額表**

給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料
¥25,000	¥27,375	¥10,000	¥10,950
¥24,000	¥26,280	¥9,000	¥9,855
¥22,000	¥24,090	¥8,000	¥8,760
¥20,000	¥21,900	¥7,000	¥7,665
¥18,000	¥19,710	¥6,000	¥6,570
¥16,000	¥17,520	¥5,000	¥5,475
¥14,000	¥15,330	¥4,000	¥4,380
¥12,000	¥13,140	¥3,500	¥3,831

新たに特別加入を希望される場合、加入者氏名、希望する給付基礎日額を記入して下さい。  
給付基礎日額の変更をご希望の場合、左記日額表参考の上変更後の額をご記入ください。  
特別加入を辞退される方は二重線で消して下さい。

事業主氏名の確認をお願いします。変更等ありましたら、訂正をお願いします。お忘れなきよう押印もお願いします。

月 日 事業主氏名 〇×医院 東京太郎

# 事業所別被保険者台帳照会の確認について（お願い）

別紙、事業所別被保険者台帳照会（以下、台帳照会）につきまして、下記事項につきご確認願います。この台帳照会は、管轄ハローワークにて現在、雇用保険被保険者登録されている方々です。

台帳照会登録されている各被保険者氏名・フリガナ・生年月日の確認とあわせ、令和元年度中の取得・喪失手続きにつき未手続きの方がおりましたら、台帳照会に追加記載のうえ、令和2年4月17日（金）までに返信用封筒（賃金等の報告とあわせ）にてご回答のほど、よろしくお願いたします。

なお、訂正がない場合も、台帳照会余白に訂正なしと記載のうえ、ご返信ください。

訂正例

2020.03.19 15:02

事業所別被保険者台帳照会 1頁

●この日付時点での登録リストです。

●登録の雇用保険被保険者人数です。

取得中 被保険者数 5人  
 廃止 区分

TEL

区分等コード	1-3	法人番号 事業所番号 最終離職年月日 事業所名称	取得中 廃止	被保険者数 区分	TEL
1305- H190121	-	トウキョウ ハナコ	1	1	S240427 0927
5000- H241219	-	カンダ ニホウサ ヨウコ 氏名変更 結婚による、R2.1.10	1	1	S440501
5091- H260922	-	ヨウ サチ H31.4.30 退職 一身上の都合による	1	1	S530110
5084- H290829	-	リョウ タロウ	1	1	S410414

●氏名（フリガナ）、生年月日に登録誤り、氏名変更ある場合朱書きで訂正願います。

●過去又は現在、雇用継続給付の受給を受けた被保険者に、休業、高齢賃金の表記が入ります。

●既に退職している方が台帳に残っている場合は、喪失手続きが未処理なので、該当者に二重線を引いたうえ、喪失年月日と退職の理由を朱書き願います。また、雇用保険該当者で、台帳から漏れている方についても、氏名（フリガナ）、生年月日、入社年月日を朱書き願います。

●個人番号の登録がある被保険者に（記録有）の表記が入ります。

## 令和2年度の労働保険料率 (雇用・労災)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの  
雇用・労災保険料率は、令和元年度と同率です。

### (令和2年度 雇用保険料率表)

事業の 種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	
一般の事業 (医療業)		3/1000	6/1000	3/1000	9/1000

厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所 (ハローワーク)

### (令和2年度 労災保険料率表)

事業の 種類	負担者	①	②	①+②
		労働者負担	事業主負担	労災保険料率
一般の事業 (医療業)		0/1000	3/1000	3/1000

## 高年齢労働者の雇用保険料免除終了について

令和2年4月1日からは高年齢労働者についても、他の雇用保険被保険者と同様に、  
使用者・労働者共に雇用保険料の納付が必要となります。  
労働者(本人)負担分として雇用保険料を徴収する必要がありますのでお忘れなきようご注意ください。

# 雇用保険被保険者を雇用する事業主のみなさまへ 雇用保険被保険者

## 令和2年4月1日から、 すべての雇用保険被保険者について 雇用保険料の納付が必要となります

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者に関する雇用保険料は免除されていました。

令和2年4月1日からは、高年齢労働者  
についても、他の雇用保険被保険者と同様に  
雇用保険料の納付が必要となります。

( ) 保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

御不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。